



# 貸切バスの新運賃・料金のご案内

平成26年4月1日改定

安全・安心・快適に  
貸切バスをご利用いただくために



国土交通省

関東運輸局



国土交通省  
観光庁

# 運賃

## 運賃は「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算額です。

運送コストを時間コストとキロコストに区分して算定した合理的でわかりやすい制度である「時間キロ併用制運賃」に一本化されました。

### 時間制運賃+キロ制運賃=運賃



※1 時間制運賃=(走行時間+2時間)×時間単価

※2 キロ制運賃=走行キロ×キロ単価

#### 時間制運賃

最低走行時間を3時間とし、出庫前及び帰庫後の点検等の2時間分を全ての走行時間に加算し、1時間当たりの運賃額を乗じた額となります。

※ 宿泊を伴う場合

宿泊地到着後及び宿泊地出発前の各1時間を点検等の時間として加算。

〈時間制運賃の計算式〉

走行時間+2時間(点検等の時間)×時間単価

※走行時間は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ。

#### キロ制運賃

走行キロ(出庫から帰庫までの距離をいいます)に1km当たりの運賃額を乗じた額となります。

〈キロ制運賃の計算式〉

走行キロ×キロ単価

※走行キロは、10km未満は10kmに切り上げ。

※3時間以内の走行時間の場合(最低運賃)

(3時間+2時間)×時間単価+キロ制運賃

#### 平成26年4月からの公示運賃

(関東運輸局管内)

		車種	上限額	下限額
運賃	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	7,680円	5,310円
		中型車	6,480円	4,490円
		小型車	5,560円	3,850円
運賃	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	170円	120円
		中型車	150円	100円
		小型車	120円	80円

# 公示運賃早見表

(単位：円、消費税抜き)

## 大型車

車両の長さ9m以上または  
旅客席数50人以上

## 中型車

大型車・小型車  
以外のもの

## 小型車

車両の長さ7m以下かつ  
旅客席数29人以下

時間制運賃		
実拘束時間	上限額	下限額
3時間以内+2時間	38,400	26,550
5時間 + 2時間	53,760	37,170
7時間 + 2時間	69,120	47,790
9時間 + 2時間	84,480	58,410
11時間 + 2時間	99,840	69,030

時間制運賃		
実拘束時間	上限額	下限額
3時間以内+2時間	32,400	22,450
5時間 + 2時間	45,360	31,430
7時間 + 2時間	58,320	40,410
9時間 + 2時間	71,280	49,390
11時間 + 2時間	84,240	58,370

時間制運賃		
実拘束時間	上限額	下限額
3時間以内+2時間	27,800	19,250
5時間 + 2時間	38,920	26,950
7時間 + 2時間	50,040	34,650
9時間 + 2時間	61,160	42,350
11時間 + 2時間	72,280	50,050

※実拘束時間とは、走行時間に2時間(出庫前及び出庫後の点検等の時間)が加算されたものです。  
※3時間以内の時間運賃は同一となります。

キロ制運賃		
走行キロ	上限額	下限額
50km	8,500	6,000
100km	17,000	12,000
150km	25,500	18,000
200km	34,000	24,000
300km	51,000	36,000

キロ制運賃		
走行キロ	上限額	下限額
50km	7,500	5,000
100km	15,000	10,000
150km	22,500	15,000
200km	30,000	20,000
300km	45,000	30,000

キロ制運賃		
走行キロ	上限額	下限額
50km	6,000	4,000
100km	12,000	8,000
150km	18,000	12,000
200km	24,000	16,000
300km	36,000	24,000

## 〈運賃の割引〉

- ①身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については3割引となります。  
※時間制運賃、キロ制運賃の合算額の下限額が限度。
- ②学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体については2割引となります。  
※時間制運賃、キロ制運賃の合算額の下限額が限度。
- ③2つ以上の割引条件に該当する場合はいずれが高い率を適用し、重複して運賃の割引はできません。

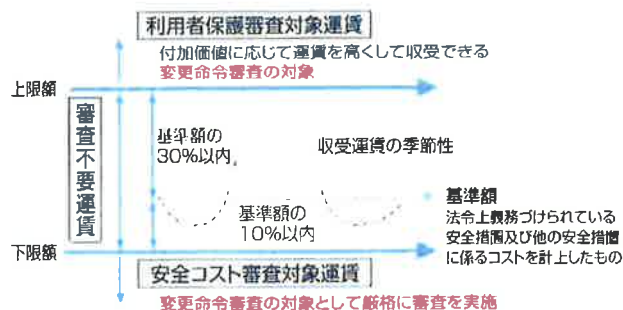
## 公示運賃について

公示運賃は、国土交通省が地域内の経済状況や貸切バス事業者の経営状況を考慮して定める運賃をいいます。上限額と下限額の範囲を設定し、範囲内の運賃であれば、公正競争の確保及び利用者保護の観点から適正なものとされています。新しい公示運賃は、安全・安心の運行のため、安全に係わるコストが反映されています。

## 〈公示運賃の仕組み〉

安全・安心の運行のため、運賃に「審査不要運賃」と「安全コスト審査対象運賃」「利用者保護審査対象運賃」の枠組みが導入されました。

審査不要運賃は基準額の上限30%以内、下限10%以内です。この範囲を超えた場合は変更の届出及び審査が行われます。



# 料金

## 料金には3つの種類があります。

料金は、「交替運転者配置料金」、「深夜早朝運行料金」、「特殊車両割増料金」の3つです。

### 〈料金の取り扱い〉

料金の種類は届出の対象とし、金額は各事業者で自由に設定できます。(交替運転者配置料金は金額が公示されています。)

#### ① 交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用されます。  
(具体的には、時間制運賃およびキロ制運賃の運賃単価の人員費相当額です。)  
交替運転者配置料金は上限額及び下限額の範囲内で適用されます。

#### ② 深夜早朝運行料金

深夜22時～翌朝5時の間に点検等の時間及び走行する時間が生じた際に適用されます。

#### ③ 特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金です。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で、 $(\text{特殊設備車両購入価格} \div \text{座席数}) > (\text{標準的車両購入価格} \div \text{座席数})$  が70%以上高額の場合にのみ適用されます。

料金		上限額	下限額
交替運転者配置料金	キロ制料金 (1km当たり)	40円	30円
	時間制料金 (1時間当たり)	3,080円	2,130円
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び 交替運転者配置料金 (時間制料金)の2割増以内	
特殊車両割増料金		運賃の5割増以内	

# 実費

## 運賃・料金以外は「実費」となります。

利用者の求めにより運賃・料金以外の経費が発生した場合は、その実費を負担していただきます。

例、ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料など

旅行者など運送申込者に交付する「運送引受書」に運賃・料金や実費の内容を記載します。

### 貸切バス事業者に対する 行政処分等の基準 (平成26年10月1日施行)

貸切バスの運賃・料金は国土交通省への届出が必要です。  
届出を行わない場合や届出の範囲を逸脱した場合は、法令に基づき行政処分等が行われます。

#### 道路運送法第9条の2第1項

(運賃・料金事前届出、運賃・料金変更事前届出違反)

初違反：20日車の車両使用停止

再違反：40日車の車両使用停止

#### 道路運送法第10条

(運賃又は料金の割り戻しの禁止違反)

初違反：20日車の車両使用停止

再違反：40日車の車両使用停止

## 貸切バスの運送契約における書面取引の義務化

# 運送を引き受ける際は 運送引受書の交付、保存が 義務づけられました。

### 旅行業者をはじめとする「運送申込者」と 「貸切バス事業者」間の取引内容の明確化

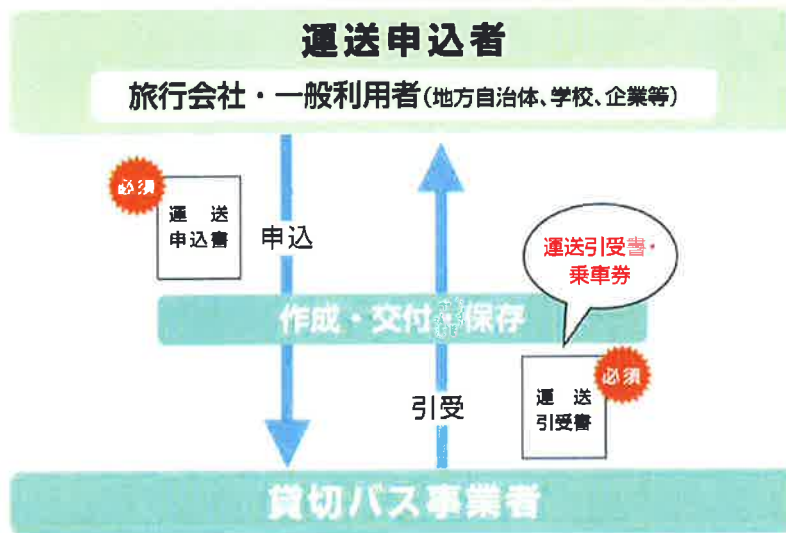
法令に違反する内容での契約や運行の禁止

- 旅行業者、貸切バス事業者の自己確認
- 監査等による事後確認の容易化

※運送引受書の保存期間、貸切バス事業者は1年間。

## 運送契約における書面の流れ

貸切バス事業者が運送を引受けた時は**運賃・料金・実費・消費税**などを記載した運送引受書及び乗車券を運送申込者に交付することが義務づけられています。



ご注意ください

運送申込者による、著しい運賃や料金の値下げ要求等の安全を阻害する行為が行われた場合は、以下の措置が行われます。

#### 旅行業者の場合

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、旅行業者の関与が疑われた場合、地方運輸局より国土交通省本省を通じて観光庁に通報され、旅行業者に対して立入検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

#### 地方自治体の場合

地方自治体が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃で落札を行っていた場合、自治体に対し、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める助言が行われます。



## 貸切バス事業者安全性評価認定制度のシンボルマーク

このマークは、貸切バスをご利用されるお客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全に対する取組状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークです。「SAFETY BUS」(セーフティバス)は、安全に対して弛まぬ努力をし続けているバスを意味します。(日本バス協会ホームページ参照)

関東運輸局自動車交通部旅客第一課

☎045(211)7245

一般社団法人 東京バス協会

☎03(3379)2441

一般社団法人 神奈川県バス協会

☎045(548)3521

一般社団法人 千葉県バス協会

☎043(246)8151

一般社団法人 埼玉県バス協会

☎048(824)5539

関東運輸局企画観光部観光地域振興課

☎045(211)7265

一般社団法人 茨城県バス協会

☎029(247)6603

一般社団法人 栃木県バス協会

☎028(658)2622

一般社団法人 群馬県バス協会

☎027(261)2072

一般社団法人 山梨県バス協会

☎055(262)1201



お問い合わせ